



生協労連パート部会ニュース

2011年秋闘速報 NO. 3

2011年11月24日発行

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9
tel03-3408-0067 fax03-3408-8955



<http://cwu.jp/>

雇用は、期限の定めのない直接雇用、均等待遇が原則

パート法の抜本改正とあわせて、有期労働の法制化をめざそう！

厚生労働省にて、労働政策審議会第94回労働条件分科会が、11/24（木）9時から12時まで開催され、公労使委員27人中約24人、事務方約10人、傍聴者約40人が参加しました。労働条件分科会では、昨年9月に「有期契約研究会」がまとめた報告書をもとに、法規制について議論しています。12月にはとりまとめをおこなう予定ですが、報告書の中でも「有期労働契約の不合理・不適正な利用の実態についての認識も一致をみていない」となっており、年内のとりまとめはかなり困難な状況となっています。

今回は、前回（11/8）の分科会で、こんごの論点として提起された5点のうち、論点1～3と論点4の冒頭を議論しました。労働者側委員は「雇用は無期契約が原則だ、1700万にとも言われている有期労働者が安心してはたらかせられるようにすることが今求められている」と主張する一方、使用者側委員は「企業を活発にし、企業を海外に出させない、雇用をふやすことが重要、この国で今規制を強めることが疑問だ」との主張に終始し、なかなか意見がまとまらない状況です。

論点1（入口規制）と論点2（出口規制）は、労側は「合理的根拠がない場合は無期雇用とすべし。合理的な理由として7点提起した。主たる生計者や若者が有期ではたらかざるを得ない実態もあり、規制は必要。入口規制と出口規制はセットすべき」と主張、使側は「規制は反対だ、疑問だ。若者の雇用創出と規制の問題はわけて議論すべき」と主張。事務方より、韓国の法規制後の実態を「2011年8月では、期間満了者のうち、契約終了53.3%、正規化26%、継続雇用19.5%となっている。適用前と後の変化はわからない」と報告。公側委員は「複線型の人事管理は可能、安定性や発言力はでてくる。ぴかぴかな正社員に全員をする必要はないと考える」との意見が出され、座長が論点1と2は空中戦でかみあわず、具体的にならない。事務局とつめていくとしました。論点3（雇いどめ）では、労側が「雇いどめ法理は、個別紛争にも十分に使える。法制化をめざしたい」と主張しましたが、全くかみあいませんでした。

雇用は、期限の定めのない直接雇用、均等待遇が原則です。このことを法制化させることが、こんごの日本の未来につながります。パート法の抜本改正とあわせて、有期労働の法制化をめざしていきましょう。

有期規制の5つの論点

- ①有期労働契約締結への対応—入口規制
- ②長期にわたる反復継続への対応（無期への転換のしくみ）—出口規制
- ③雇いどめ法理—更新時のルール
- ④期間の定めを理由とする不合理な処遇解消—有期を理由とする不利益取り扱いの禁止、
- ⑤その他必要手続き—契約更新の判断基準を労働契約の内容とすること

生協労連は「パート法改正を求める10万人」署名にとくみます！

パートの ひらば

No.141

生協労連パート部会の 「五つのあいことば」

なかないで！あしたを見つめ歩きましょう
にげないで！明るい職場をつくりましょう
めげめなく！しっかり実利をとりましょう
ねつぱく！暮らしと生協を語りましょう
のしつけて！差別を返上しちゃいましょう

パートで働く仲間のために！ 第2回パート部会 執行委員会開催



第2回パート部会執行委員会をミ
アクチーナ長後駅前店で開催しまし
た。昨年パート部会執行委員の実参加
が少なかったため、参加者を増やすた
めに会議の場所などの工夫をすること
が今年の課題でした。

パート部会執行委員は、労組のパー
ト専従者、各業態の支部（店舗から7
支部・宅配・工場・デリバリー・本部・
福祉・エリア事務所）代表で総勢19人
が集まり1ヶ月に1回開催しています。

パートの秋闘要求
の「最低賃金改定に
伴う基本時給引き上
げ」について、交渉で
パート部会執行委員
として、積極的に発
言することを確認し
ました。

会議の内容は、1ヶ月間にあった労
働組合の活動、各支部のニュースなど
の他、労働安全衛生では、この間発生
した労災、通勤災害について資料を見
ながら、注意喚起に役立てるように話
し合います。

今年度の部会の方針である「労組の
仲間を増やす」事についても重要な課
題として取り上げ、最後に毎月の「学
習の友」から社会情勢や労働組合につ
いて学習しました。

「日々に役立つ良い話」

県央パート部執行委員会

11月4日（金）県央パート支部執行
委員会・分会長会議を行いました。店
舗のシフトが厳しい中、8店舗15名が
参加し、お店の状況、共済の取り組み
などや、秋闘要求・交渉について話し
合いました。共済はどこも厳しい中、
数値を達成した店舗の「こんな風に
やってみたら」という取り組み方など
を共有しました。



特に「最低賃金引き上げに伴うパー
ト職員時給改定の要求」は「理事会の
言っていることは理屈に合わない」「こ
のままでは最低賃金が私たちの基準内
時給を上回らなければ基本時給が上
がらないという事か!？」と納得できな
いと言う声が多数あがりました。ぜひ
この声をパート団体交渉に出してい
きましょう。



最後に支部長の矢坂さんの日々に役
立つ良いお話として「首のお手入れ
方法」の話がありました。毎日お風呂
上りに化粧水を顔だけではなく、首
までたっぷり付けて、首から肩にかけ
てやさしく撫でる様にマッサージ。毎
日続けることで首のしわを防ぐことが
できるそうです。「おためしあれ!」

自転車の通勤災害が増えています

自転車のルールを守って安全に！
通勤災害をなくそう！

自転車の交通ルールが厳しくなりま
した。自転車は車道が原則、歩道は例外・
車道では左側通行・歩道では歩行者優
先です。普段からの自転車の点検をし
余裕を持った出退勤を心がけましょう。



Q 通勤災害で病院に行きましたが、
その時の交通費は出ますか？

A 通勤災害で病院に行った時の交通
費は基本的には出ません。法的には
企業にそこまでの責任はないからです。
※通勤災害で3ヶ月以上の休職をする
とパートは退職になります。

乗り方	罰 則
二人乗り	2万円以下の罰金または科料（軽い刑事罰）
歩行者妨害	2万円以下の罰金または科料
無灯火運転	5万円以下の罰金
信号無視	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金 過失は10万円以下の罰金
傘さし運転	5万円以下の罰金
飲酒運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金

